

沼津市立病院プロモーション動画制作等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市立病院（以下「当院」という。）が沼津市立病院プロモーション動画制作等業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

沼津市立病院プロモーション動画制作等業務委託

2 業務の趣旨及び目的

現在、コロナ禍により当院のPRに資するイベント等が実施できないこと、また、研修時や見学・視察対応時に当院の概要を端的に紹介できる映像コンテンツがないことなどから、当院の役割や基本理念を踏まえたプロモーション動画を制作し、広く活用していくことで、地域住民の皆さんに当院を身近に感じていただくとともに、医療従事者及びその希望者が働き先として当院に興味を持っていただくことを目的とする。

3 業務内容

(1) 沼津市立病院プロモーション動画の制作

① 内容の企画・立案

ア 以下の観点踏まえ、当院の概要、役割及び基本理念をはじめ、当院の
特長・魅力をPRするものとする。

- ・入院外来患者の確保につながる効果的なPRとなる
- ・職員募集のために効果的なPRとなる
- ・開業医との連携のために効果的なPRとなる

イ 上記の観点・使用用途を考慮し、2本以上の動画を制作すること。

② 素材集め・編集

ア 受託者において撮影を行い、映像・画像素材を集めること。なお、当院、市及び自社保有の素材使用についても可とするが、協議の上、使用すること。また、自社保有の素材については全体の3割以下とすること。

イ 当院敷地内及び施設内での撮影は、当院と十分に協議を行った上で行うこと。

(2) 動画活用・運用支援

本業務の目的達成のため、制作した動画を活用した広報活動について、支援を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

5 委託価格の限度額

1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果品

(1) 沼津市立病院プロモーション動画

DVD形式及びデータ（MOV・MP4形式など汎用拡張子のデータ）形式にて納品すること。

(2) 本業務完了報告書1部

業務実施記録（打ち合わせ記録含む）、その他関係書類

7 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、沼津市業務委託契約約款第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり執り行うものとする。

8 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に当院に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、当院及び受託者が協議の上、定めるものとする。